

事前協議による 地域密着型サービス事業指定申請(手続き)

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護(介護予防を含む)
- 小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)
- 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

取手市高齢福祉課介護保険係

1 指定条件

- (1) 介護保険法第78条の2第4項、第115条の12第2項に定める欠格事項に該当していないこと。

2 指定手続き

(1) 事前協議

① 事前協議制

- ・公募によらない指定申請は**事前協議制**とします。代表者もしくは管理者など事業開始について説明ができる方に来庁をお願いいたします。

② 事前協議の対象

- ・事前協議を行う時点で、原則として下記の要件を満たしている事業所とします。
 - ア 法人格を有していること
 - イ 場所の確保が可能であること
 - ウ 建物の平面図があること
 - エ その他事業実施にあたり必要な事項を満たしていること

③ 事前協議の予約

- ・事前協議の予約は、事前協議書提出期限(P.5参照)までに「取手市地域密着型サービス等事前協議申出書」(以下、「事前協議書」)を送付してください。
- ・事前協議の日程につきましては、事前協議書受付後に、調整させていただきます。

<窓口>

- ・取手市高齢福祉課介護保険係 FAX 0297-74-6600

④ 事前協議時持参書類

- ・事前協議書(本市に送付したもの)
- ・事業所の周辺地図
- ・事業所の平面図(床面積を記載しているもの)
- ・(既存の建物がある場合)「建築基準法に基づく検査済証」の写し

(2)申請書受付

① 申請受付窓口

- ・取手市高齢福祉課介護保険係（取手市役所新庁舎1階）

② 申請受付期間

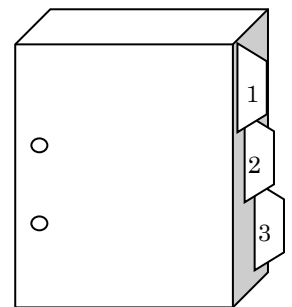
- ・開庁日時 月～金(祝日を除く) 8:30～17:15 *郵送の場合は期限までに必着。

③ 申請書類提出方法

- ・郵送又は持参

※申請書を郵送される場合は、不着等のトラブルを避けるため、必ず書留（簡易書留でも可）とし、封筒に「地域密着型サービス指定申請書類在中」と朱書きしてください。（期限厳守）

- ・申請書類は、A4判でファイリングしたものを提出してください。
- ・申請書類は、番号入りの仕切紙（白紙に番号のインデックスを貼付したもの）をはさみ、書類番号ごとに分けて綴り、ご提出ください。
- ・指定申請の前に、「申請書チェックリスト」で提出書類を確認の上、受付期限までに書類を介護保険係へ提出してください。



【注意】

チェック漏れ、書類の記入漏れ、添付資料漏れがある場合は申請書を受理できませんのでご注意ください。

(3)書類審査

- ・受け取った申請書類等に不備等がないか審査を行います。
- ・書類等に不備がある場合は、速やかに改善し、再提出をしてください。なお、必要に応じてヒアリングを行います。
- ・書類審査を通過後、検討結果通知書を発行し、取手市高齢者福祉・介護保険事業運営委員会にて事後報告いたします。

(4)厚生労働大臣が定める研修の受講

- ・下記の者については、事業開始前までに厚生労働大臣が定める研修を受講する必要があります。

	代表者	管理者	計画作成担当者 介護支援専門員
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—
認知症対応型通所介護	—	○	—
小規模多機能型居宅介護	○	○	○
認知症対応型共同生活介護	○	○	○
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	○(※)	○(※)	○

(※) 保健師又は看護師がする場合は、研修受講は不要。

【注意】

・事業開始までに厚生労働大臣が定める研修(*)を未受講の場合、指定することができませんのでご注意ください。

* 既存の地域密着型サービス事業所をお持ちの法人には、随時研修開催の案内を送付しています。
今後はじめて地域密着型サービス事業に参入される法人で、事業所開設にあたり研修受講の必要が生じる場合(既に研修受講済みの職員を雇用できない場合等)は、研修開催の案内の送付について、介護保険係へ個別にご請求ください。

(5)現地調査

- ・完成写真(備品が入っているもの)、建築基準法に基づく検査済証、消防法に基づく検査済証等の提出後に現地調査を行います。
- ・現地調査の結果、申請内容との相違や設備に不備等がある場合は改善の上、再審査となります。

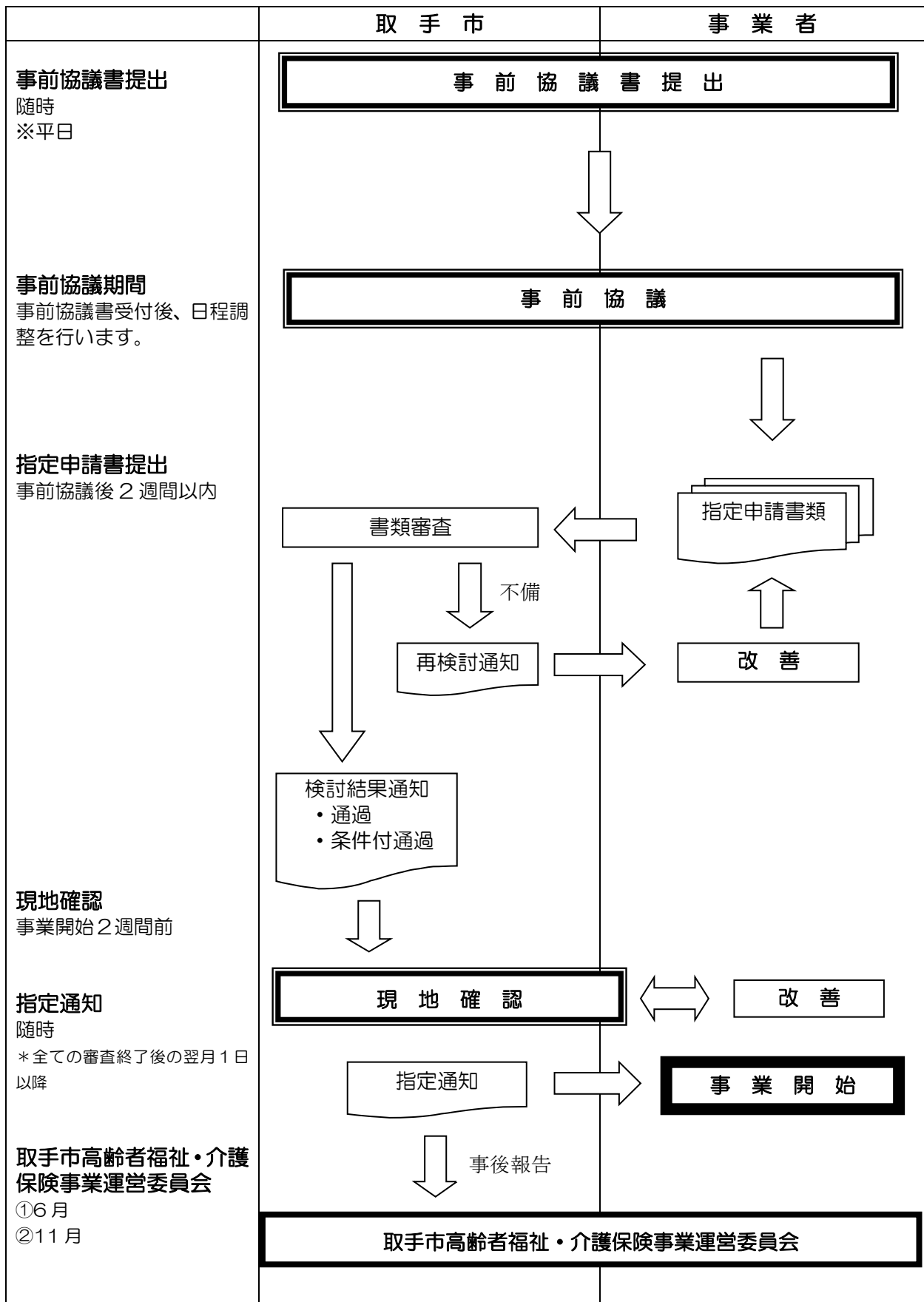
【注意】

都市計画法(地区計画に基づく立地制限等)、建築基準法(建物の用途等)、消防法、その他関係法令に基づく基準を満たしていない場合については、指定できませんので、あらかじめ関係部署に相談等を行ってください。

(6)指 定

- ・全ての指定要件を満たすものと判断された場合に指定を行います。指定日(事業開始日)は指定要件の審査終了後、翌月の1日付で指定します。
- ・指定に際し、適正な運営を確保するため必要と本市が判断した条件を付す場合があります。
- ・指定については、「指定通知書」を申請者あてに通知します。

地域密着型サービス指定手続きのフロー



※事業開始までに厚生労働大臣が定める研修を必ず受講してください。

3 事前協議による指定申請年間スケジュール

	事前協議書 提出受付	事前協議	指定申請書 提出期限	指定年月日	取手市高齢者福祉・ 介護保険事業運営委 員会への事後報告
①	随時	※事前協議書受付 後、日程調整を行 います。	事前協議後 2週間以内	現地調査完了後 翌月1日	6月
②					11月

※指定申請書類は、必ず期限までに提出してください。

※提出期限が、土・日・祝日の場合はその前日までが提出期限となります。

※運営委員会の開催状況により、随時報告となります。

4 質問・相談

地域密着型サービス事業所指定についての相談・質問などは、以下の担当で受け付けます

【お問合せ先】

取手市高齢福祉課介護保険係

〒302-8585

取手市寺田5139番地 取手市役所新庁舎1階

TEL：0297-74-2141 FAX：0297-74-6600